令和８年（フ）第３００号
福岡県久留米市白山町186番地15、前住所大阪府大阪市浪速区大国１丁目７番16―404号
債務者　松尾　潤志
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第４５６号
宮崎市清武町加納４丁目39番地　アイシンコーポ加納301号
債務者　隈元奈々海（旧姓野村）
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４６９号
宮崎県児湯郡都農町大字川北17430番地１　あけぼの団地57―２―302
債務者　黒木　春代
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４３９号
鹿児島市皇徳寺台５丁目１番12―26号
債務者　用貝　健治
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４５１号
鹿児島市大明丘１丁目４番５号
債務者　横原　聖也
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４６１号
鹿児島市宇宿３丁目56番11号　アクアビル305号
債務者　上四元　太
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４６２号
鹿児島市宇宿３丁目56番11号　アクアビル305号
債務者　上四元政子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４９６号
鹿児島市田上１丁目24番20号　Ｙ’ｓ　ＢＬＤ．20　203号
債務者　大迫久美子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１２７号
鹿児島県霧島市国分中央六丁目11番12―３号四方田団地
債務者　那須　聖智
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第３２８号
沖縄県うるま市字赤道972番地51　ＪＫ赤道ハイツ510
債務者　島袋　弘哉
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第３１号
沖縄県宮古島市平良字西里1444番地５　我如古マンションⅠ―Ｂ　103号室
債務者　前里　孝雄
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
那覇地方裁判所平良支部

令和８年（フ）第８９号
岩手県西磐井郡平泉町長島字山王23番地
債務者　千葉　賢一
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第９２号
岩手県一関市南町６番25号　１号
債務者　内藤　洋章
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第９３号
岩手県大船渡市盛町字みどり町13番地５　県営住宅２号棟607号室
債務者　村上　博貴
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第１６５９号
東京都八王子市下柚木３丁目1057番地９Ｒａｓ　Ｓｈａｍｒａ102号
債務者　曽根　悠貴
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１９８２号
東京都八王子市長房町588番地長房アパート西26―404
債務者　半沢由美子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１９９７号
東京都西東京市新町５丁目11番12号メゾン・ド・ネイビー101号
債務者　今井　信江
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部